

埋蔵文化財の保護について

埋蔵文化財（遺跡）とは

埋蔵文化財とは、地中に埋もれている文化財のことであり、住居跡、墓跡、城館跡や古墳など過去の人類の生活の痕跡（遺構）と土器や石器などの道具（遺物）からなります。埋蔵文化財（遺跡）は、地域の歴史を知るために欠かせないものであり、文化財保護法（昭和25年制定）では、我が国の歴史、文化等の正しい理解のために欠くことのできないものであるとされています（同法3条）。

関市の遺跡を保護するために周知の埋蔵文化財包蔵地内で土木工事などの開発行為を行う場合、文化財保護法により事前の届出が義務付けられています。

ここで言う開発とは事業面積に関わらず、土木工事全般を指します。

開発事業区域における遺跡の有無についての照会

開発予定地内の遺跡の有無について、計画変更が可能な時期に別紙の「開発等に伴う遺跡・調査等照会書」を文化財保護センターに提出し、照会して下さい。遺跡に関する情報は日々、更新されています。必ず当センターで最新の情報をご確認下さい。なお、電話による問い合わせは行っておりません。

受理された「照会書」に対して、①～③の回答を出します（「フローチャート」参照）。

1 周知の遺跡の場合

土木工事等を計画している場所が遺跡であった場合、工事に着手しようとする60日前までに『土木工事等の届出』を岐阜県教育委員会に提出しなければなりません（文化財保護法第93条第1項）。

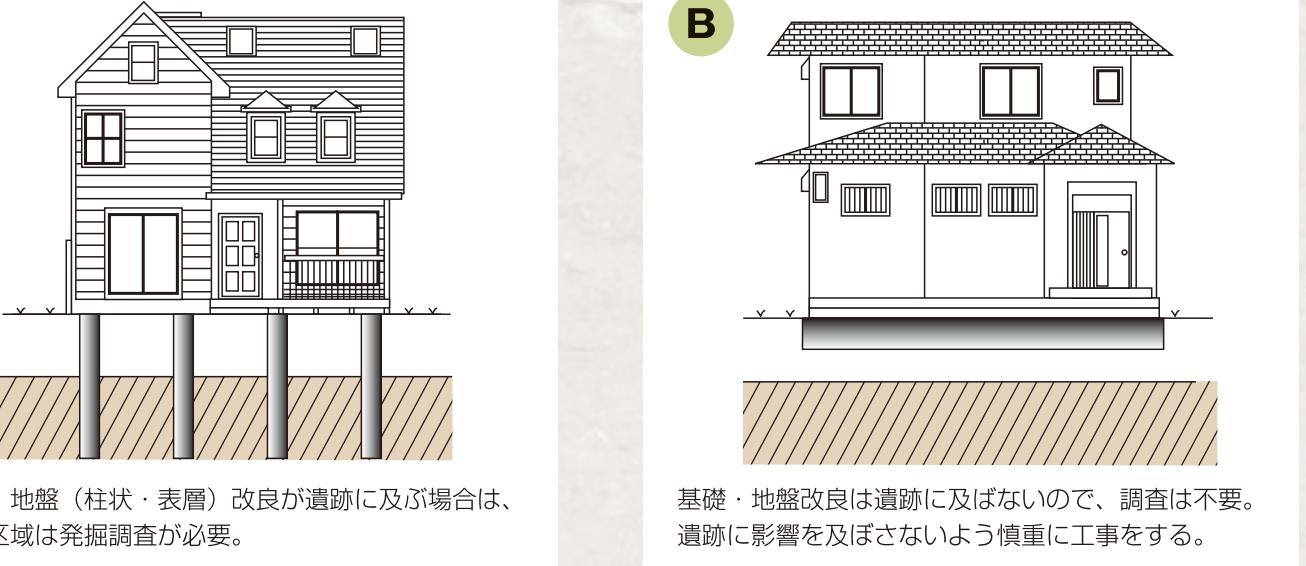
関市教育委員会では設計図に基づいて事業主と協議の上、現状保存・発掘調査・工事立会・慎重工事のいずれかの保護措置をとります。なお、発掘調査により極めて重要な遺跡が発見された場合は、その取り扱いについて再度協議が必要です。

発掘調査は受付順に実施しておりますので、発掘調査が必要と判断される場合は、調査開始までに数ヶ月お待ち頂くことがあります。速やかに「調査依頼書」及び「発掘調査承諾書」を提出して下さい。準備が出来次第、ご連絡いたします。

●発掘調査の費用について

試掘調査にかかる費用は、関市で負担しますが、本発掘調査については、原則として個人住宅以外は事業主に協力を求めています（文化財保護法第99条）。

	調査費用	調査面積
試掘調査	関市	開発面積の1割未満
本発掘調査	事業主	工事による掘削が遺跡に影響を及ぼす範囲内 ※右上図参照



2 周知の遺跡ではない場合や未調査区域の場合

照会のあった区域が文化財保護法に基づく「周知の遺跡」ではない場合や調査が行われていない区域である場合、下記の2通りの回答をします。

2-1 遺跡の有無を調査する場合

専門職員が現地を踏査し、地表面に遺物（土器や石器等）が散布しているかどうか等を調査しますので、「分布調査承諾書」を提出して下さい。

遺物の散布が認められた場合は遺跡が存在する可能性が高いため、試掘調査が必要になります。試掘調査は受付順に実施します。速やかに「試掘調査依頼書」及び「承諾書」を提出して下さい。

試掘調査の結果、住居跡や墓跡などの遺構や遺物が発見された時は「遺跡発見の届出」（文化財保護法第96条第1項）を提出し、以後の手続きについては「①周知の遺跡の場合」と同じです。

2-2 遺跡の可能性が低い場合

周辺での調査例や地形等の条件から遺跡が発見される可能性が低く、また工事による掘削が遺跡に与える影響が低い場合、工事立会調査を実施しています。専門職員が工事に立ち会い、遺跡の有無や遺跡が保護されているかどうかを確認します。速やかに「工事立会依頼書」及び「承諾書」を提出し、工事日程を事前にお知らせ下さい。

3 遺跡の可能性がない場合

①及び②に該当しないことが明らかな場合、工事施工可となります。但し、工事中に遺跡が確認できた場合はその現状を変更することなく、速やかに関市文化財保護センターに連絡し、指示を受けると共に、以後の処置について協議して下さい。

現地調査から報告書刊行まで

現地調査



●分布調査●
地表面に土器や石器が散布しているかどうかを調べる。



●試掘調査●
幅1m前後の調査区で、遺跡の範囲と保存状態を調査する。



●現地説明会●
調査成果を地域住民に公開する。



●本発掘調査●
遺跡が破壊される区域は全面調査を実施する。



●工事立会調査●
専門職員が工事に立ち会い、遺跡の有無や遺跡が保護されているかどうかを調べる。

室内作業

1. 出土遺物の洗浄
2. // の注記
3. // 接合・復元
4. // 実測図作成
5. 遺物の写真撮影
6. 遺構図の作成
7. 図版組
8. 原稿執筆
9. 校正
10. 報告書の刊行



発掘調査報告書